

平成16年度～平成19年度に、競争的資金の使用に関して、返還命令及び応募制限措置を行った事例（平成20年3月31日現在）

○科学研究費補助金

・平成19年度

研究機関名	事案概要	文部科学省等の対応
広島工業大学	平成9、10、12、13年度及び平成15年度～平成18年度の科学研究費補助金において、旅費、謝金を架空請求し、また業者から無償で貸借した計測装置についてレンタル料を請求し、大学から補助金を支出させ自らの銀行口座で管理し、研究費（遠隔地での測定会実施に際しての必要経費）として使用したほか、一部については家族旅行の費用に使用していた。	○補助金の返還命令 平成20年2月1日（本省） 428万円 平成20年1月28日（学振） 336万円 （返還命令総額 764万円） ○応募資格の停止 5年 1人
九州大学	平成17年度及び平成18年度の科学研究費補助金において、研究室に所属する研究生の名義貸しを依頼し、自らが管理する銀行口座を開設し、架空の謝金請求を行い、研究期間終了後に使用する研究費として保管していた。	○補助金の返還命令 平成20年1月28日（本省） 78万円 ○応募資格の停止 4年 1人
吉備国際大学	平成16年度及び平成17年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成19年12月19日（学振） 169万円 ○応募資格の停止 4年 1人
獨協医科大学	平成10年度～平成18年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成19年12月13日（本省） 2,286万円 平成19年12月28日（学振） 3,076万円 （返還命令総額 5,362万円） ○応募資格の停止 4年 29人 【岐阜大学分】（※1） ○補助金の返還命令 平成20年2月19日（学振） 100万円
朝日大学	平成14年度、平成16年度及び平成17年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成19年10月1日（本省） 630万円 平成19年10月2日（学振） 265万円 （返還命令総額 895万円） ○応募資格の停止 4年 1人
金沢大学	平成14年度の科学研究費補助金において、正規の手続きを経て購入し機関による納品検収を受け、補助金の支出手続がなされた物品・消耗品等を業者に持ち帰らせ、それらに支出させた補助金を「預け金」として業者に管理させ、要に応じ正規の手続きを経ずに物品等を納品検収を受けることなく納入させ、その代金を「預け金」から支出していた。	○補助金の返還命令 平成19年7月11日（学振） 130万円 ○応募資格の停止 4年 1人

立命館大学	平成13年度～平成18年度の科学研究費補助金において、研究室に所属する学生名義で架空の謝金請求を行い、謝金を受け取った学生から研究室に還流させ、留学生支援、学生の現地調査活動経費や学会参会費等研究室の運営費等に使用していた。	○補助金の返還命令 平成19年6月27日（本省） 61万円 平成19年5月30日（学振） 499万円 （返還命令総額 560万円） ○応募資格の停止 4年 1人 5年 1人
国立天文台	平成9～13年度の科学研究費補助金において、架空の謝金請求を行い、大学院生の旅費として使用していたほかに、一部に祝電等の支出が確認された。	○補助金の返還命令 平成19年5月16日（本省） 82万円 平成19年5月18日（学振） 152万円 （返還命令総額 234万円） ○応募資格の停止 5年 1人
埼玉医科大学	平成16年度の科学研究費補助金において、海外渡航に係る旅費に、妻子を同伴するための費用を含んで精算したほか、研究課題の目的から外れた共同研究の打ち合わせをするために、旅行予定外の目的地に滞在した。	○補助金の返還命令 平成19年4月20日（本省） 57万円 ○応募資格の停止 5年 1人

※1 科学研究費補助金においては、研究分担者が不正を行った場合、当該研究課題の研究代表者が所属する研究機関から返還を受けるため、不正を行った研究者の所属機関と一致しない場合がある。

注 科学研究費補助金においては、平成16年度以降、不正使用防止策として、不正使用のあった研究課題の共同研究者（研究代表者又は研究分担者）に対して、不正に関与していない場合であっても、科学研究費補助金の新規研究課題の応募を1年間停止する措置を適用している。
平成19年度は23人、平成18年度は32人、平成17年度は34人に適用した。